

2 高農基 第 314 号  
令和 2 年 5 月 27 日

建設工事等の事業者 様

高知県知事

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における  
建設工事等の対応について

このことについて、令和 2 年 5 月 25 日に新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、同日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、高知県農業振興部が発注する建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）について、別添のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

別添

2 高農基 第 314 号  
令和 2 年 5 月 27 日

農業振興部各出先機関長 様  
農業振興部各課長 様

農業振興部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における  
建設工事等の対応について (依頼)

令和 2 年 4 月 7 日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、建設工事等 (調査、設計及び測量等の業務を含む。) の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事等の対応について」(令和 2 年 4 月 9 日付け 2 高農基第 70 号農業振興部長通知。以下「4 月 9 日付け通知」という。) 等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和 2 年 5 月 25 日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日 (令和 2 年 5 月 25 日変更)) において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要性があり、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の建設工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、4 月 9 日付け通知の「2. 施工中の建設工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生回避や影響緩和の対策が講じられるよう、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和 2 年 5 月 14 日版)」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知を図るなど、適切な対応をお願いします。

また、施工中の建設工事等における一時中止措置等につきましては、4 月 9 日付け通知「1. 施工中の建設工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大

防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

2 高農基 第 70 号  
令和 2 年 4 月 9 日

農業振興部各出先機関長 様  
農業振興部各課長 様

農業振興部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事等の対応  
について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の今後の対応について」(令和 2 年 3 月 23 日付け元高農基第 1560 号) 等により、随時適切な対応をお願いしてきたところですが、令和 2 年 4 月 7 日に内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされたことを踏まえ、今後の建設工事等(調査、設計及び測量等の業務を含む。)の取扱いを定めましたので、下記により適切な対応をお願いします。

## 記

### 1. 施工中の建設工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応 について

県外のコンサルタントが受注した業務や県外での工場製作等を含む建設工事など、緊急事態措置を実施すべき区域(以下「対象地域」という。)において従事者が勤務する建設工事等については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いします。

また、従事者の勤務地が対象地域外である建設工事等についても、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いします。

なお、これらの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取扱うこととしてください。

また、以上の措置を講じるに当たっては、令和2年4月7日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに、安全安心に必要な社会基盤として公共工事が挙げられており、食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の県民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととしてください。

## 2. 施工中の建設工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

施工中の建設工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、適切な対応を行っていただくようお願いします。

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意してください。
- (2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場では、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、受注者に対して周知徹底を図るなど、適切な対応をお願いいたします。